

第1回「健康・医療戦略厚生労働省推進本部」

平成25年2月27日（水）

17:45 ～ 18:00

専用第15, 16会議室（12階）

議事次第

1 開会

2 議事

- （1）健康・医療戦略厚生労働省推進本部について
- （2）今後の検討の進め方について

3 閉会

【配布資料】

議事次第

座席図

- | | |
|---------|------------------------------|
| 資料1 | 健康・医療戦略厚生労働省推進本部の体制図 |
| 資料2 | 健康・医療戦略厚生労働省推進本部の今後の検討の進め方 |
| 参考資料1 | 健康・医療戦略厚生労働省推進本部の設置規程 |
| 参考資料2-1 | 医薬品開発推進タスクフォースの設置について |
| 参考資料2-2 | 医療機器等開発推進タスクフォースの設置について |
| 参考資料2-3 | 再生医療推進タスクフォースの設置について |
| 参考資料2-4 | 医療・介護サービス等国際展開タスクフォースの設置について |

健康・医療戦略厚生労働省推進本部 座席表

日時：平成25年2月27日(水)
17時45分～18時00分
場所：専用第15・16会議室

厚生労働大臣
政務官
とかしき
なおみ

厚生労働大臣
村
憲
久

厚生労働副大臣
秋葉
賢
也

厚生労働審議官

大谷 泰夫

健康局長

矢島 鉄也

老健局長

原 勝則

政策統括官(社会保障担当)

唐澤 剛

厚生労働事務次官

金子 順一

医政局長

原 徳壽

医薬食品局長

榮 畑 潤

保険局長

木 倉 敬之

厚生科学課長

福

島

靖

正

技術総括審議官

三

浦

公

嗣

審議官(がん対策、国際保健担当)

麦

谷

眞

里

入口

厚生労働省

記者席

健康・医療戦略厚生労働省推進本部の体制図

資料 1

健康・医療戦略厚生労働省推進本部

本 部 長 厚生労働大臣
本部長代理 厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官
副 本 部 長 厚生労働事務次官、厚生労働審議官
構 成 員 医政局長、健康局長、医薬食品局長、老健局長、保険局長、政策統括官（社会保障担当）
大臣官房技術総括審議官、大臣官房審議官（がん対策、国際保健担当）

推進チーム

主 査 大臣官房技術総括審議官
副 主 査 大臣官房審議官（医薬担当）、大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）
構 成 員 関係部局の課長、参事官（別添参照）

医薬品 TF

〔事務局〕
大臣官房
厚生科学課

医療機器等 TF

〔事務局〕
医政局経済課
医療機器政策室

再生医療 TF

〔事務局〕
医政局
研究開発振興課

国際展開 TF

〔事務局〕
政策統括官付
社会保障担当参事官室

* タスクフォース（TF）は、今後必要に応じ、新たに追加で設置することがある。

「健康・医療戦略厚生労働省推進本部」構成員名簿

推進本部

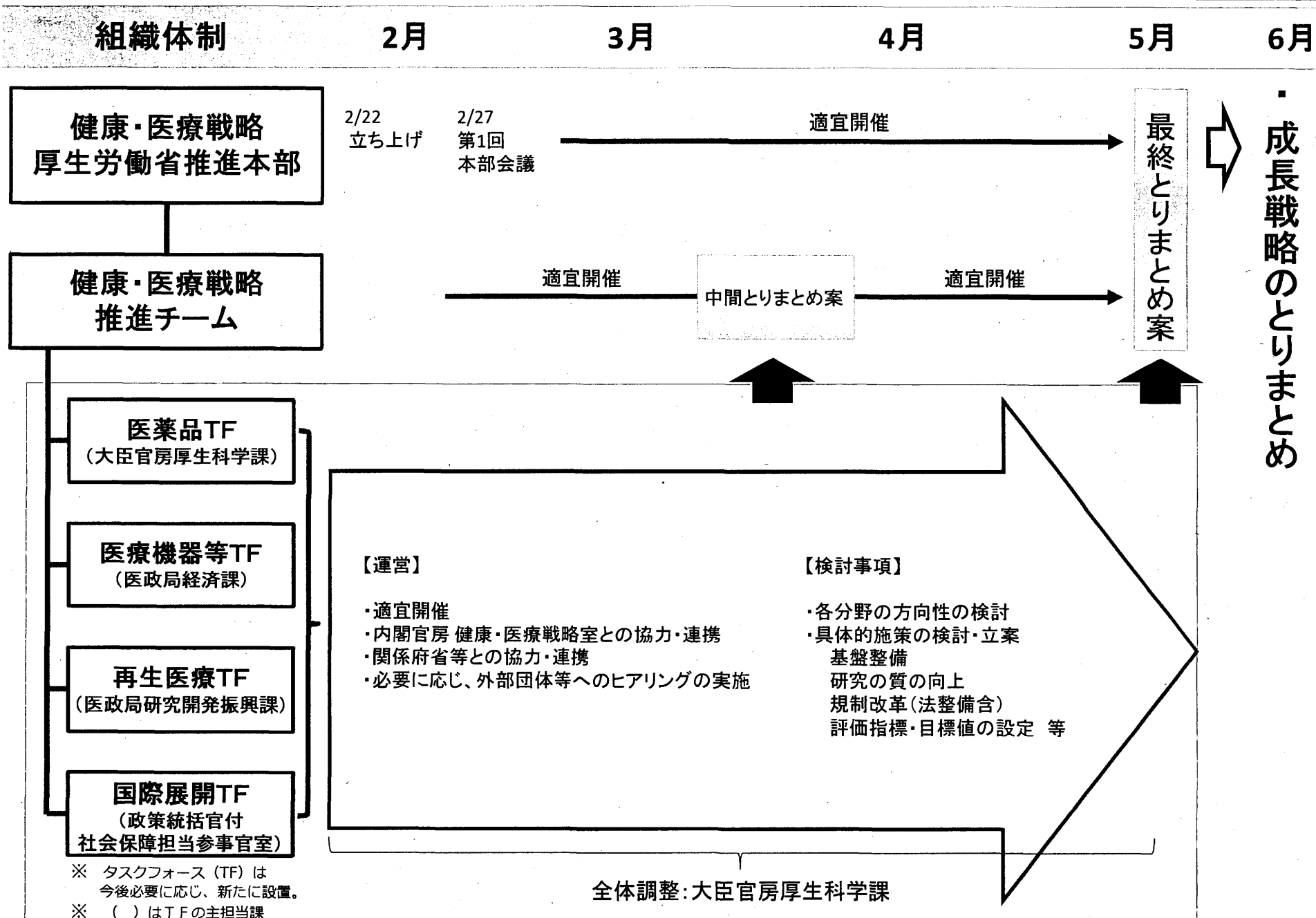
本部長	厚生労働大臣
本部長代理	厚生労働副大臣
	厚生労働大臣政務官
副本部長	厚生労働事務次官
	厚生労働審議官
構成員	医政局長
	健康局長
	医薬食品局長
	老健局長
	保険局長
	政策統括官（社会保障担当）
	大臣官房技術総括審議官
	大臣官房審議官
	（がん対策、国際保健担当）

推進子一ム

主査	大臣官房技術総括審議官
副主査	大臣官房審議官（医薬担当）
	大臣官房審議官
	（医療保険、医政、医療・介護連携担当）
構成員	大臣官房国際課長
	大臣官房厚生科学課長
	医政局総務課長
	医政局指導課長
	医政局経済課長
	医政局研究開発振興課長
	医政局国立病院課長
	健康局総務課長
	健康局がん対策・健康増進課長
	健康局疾病対策課長
	医薬食品局総務課長
	医薬食品局審査管理課長
	医薬食品局安全対策課長
	老健局総務課長
	老健局振興課長
	保険局総務課長
	保険局医療課長
	参事官（社会保障担当参事官室長併任）
	参事官（情報政策担当参事官室長併任）

健康・医療戦略厚生労働省推進本部における今後の検討の進め方(案)

資料2



健康・医療戦略厚生労働省推進本部設置規程

平成25年2月22日
厚生労働大臣伺い定め

(目的)

第1条 健康・医療戦略厚生労働省推進本部設置規程は、内閣官房健康・医療戦略室と連携して、国民の健康寿命の延伸、再生医療等の世界最先端の医療の実現、医薬品・医療機器等の開発の促進及び関連産業の発展等を目指し、健康・医療関連分野における成長戦略としての取組の着実な推進を図るための組織を定め、もって厚生労働省において、健康・医療関連分野における成長戦略としての取組を総合的に推進することを目的とする。

(設置)

第2条 健康・医療関連分野における成長戦略としての取組を総合的に推進するため、厚生労働大臣は、厚生労働省に、健康・医療戦略厚生労働省推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び構成員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官をもって充てる。
- 4 副本部長は、厚生労働事務次官及び厚生労働審議官をもって充てる。
- 5 構成員は別紙1の職にある者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要に応じ、本部に関係部局の職員の参加を求めることができる。

(推進チーム)

第4条 本部に推進チームを設置する。

- 2 推進チームに、主査、副主査及び構成員を置く。
- 3 主査は、大臣官房技術総括審議官をもって充てる。
- 4 副主査は、大臣官房審議官（医薬担当）及び大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）をもって充てる。
- 5 構成員は別紙2の職にある者をもって充てる。
- 6 主査は、必要に応じ、推進チームに関係部局の職員の参加を求めることができる。
- 7 主査は、必要に応じ、構成員及び関係部局の職員に対し、特定の課題についての調査及び検討を求めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、医政局経済課及び研究開発振興課、医薬食品局総務課その他の関係部局の協力を得て、大臣官房厚生科学課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年2月22日から施行する。
- 2 厚生労働省医療イノベーション推進本部設置規程（平成24年5月25日厚生労働大臣伺い定め）はこれを廃止する。

別紙 1

医政局長

健康局長

医薬食品局長

老健局長

保険局長

政策統括官（社会保障担当）

大臣官房技術総括審議官（主査）

大臣官房審議官（がん対策、国際保健担当）

別紙 2

大臣官房国際課長

大臣官房厚生科学課長

医政局総務課長

医政局指導課長

医政局経済課長

医政局研究開発振興課長

医政局国立病院課長

健康局総務課長

健康局がん対策・健康増進課長

健康局疾病対策課長

医薬食品局総務課長

医薬食品局審査管理課長

医薬食品局安全対策課長

老健局総務課長

老健局振興課長

保険局総務課長

保険局医療課長

参事官（社会保障担当参事官室長併任）

参事官（情報政策担当参事官室長併任）

医薬品開発推進タスクフォースの設置について

平成 25 年 2 月 22 日

1 趣旨

医薬品については、世界に先駆けた日本発の革新的医薬品開発及び実用化の推進により、国民の疾病克服等による健康への寄与とともに医薬品関連市場の活性化と我が国の経済成長への貢献が期待されている。

このため、関係部局連携の下、医薬品開発における研究開発体制や創薬支援機能の強化等について検討を進めるとともに、実用化に向けた施策について、医薬品の産業競争力強化の観点も含めて検討するため、健康・医療戦略厚生労働省推進本部のもとに「医薬品開発推進タスクフォース」（以下、「医薬品TF」という。）を設置する。

2 医薬品TFの検討体制

○大臣官房厚生科学課長
医政局経済課長
医政局国立病院課長
医政局研究開発振興課長
健康局がん対策・健康増進課長
健康局結核感染症課長
健康局疾病対策課長
医薬食品局審査管理課長
老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長
（○は医薬品TFのリーダー）

※このほか、必要に応じ、関係部局の参画を求める。

3 その他

医薬品TFの庶務は、関係部局の協力を得て大臣官房厚生科学課において行う。

医療機器等開発推進タスクフォースの設置について

平成 25 年 2 月 22 日

1 趣旨

医療機器等については、我が国が誇るものづくり技術を十分に活かせる分野であり、また、より優れて使いやすい医療機器等の開発を通じて、我が国の保健医療の向上に貢献することが可能な分野でもある。

一方で、現在の国内医療機器産業は、海外の企業に比べて製品開発のスピードが遅く、実際に医療機器等を使用する現場や患者等のニーズに応えられる医療機器等を迅速に提供しているとは言い難く、国際的な競争力に欠けていると言わざるを得ない状況にある。

このため、関係部局連携の下、国民にとって有用な医療機器等の迅速かつ安全な提供に向けて、研究開発の推進体制や産学官の連携強化を図るための方策について検討するとともに、迅速な製品開発に対応可能な承認審査を実現するため、健康・医療戦略厚生労働省推進本部のもとに「医療機器等開発推進タスクフォース」（以下、「医療機器等TF」という。）を設置する。

2 医療機器等TFの検討体制

大臣官房厚生科学課長

○医政局経済課長

医政局研究開発振興課長

医薬食品局総務課長

医薬食品局審査管理課長

老健局振興課長

保険局医療課長

（○は医療機器等TFのリーダー）

※ このほか、必要に応じ、関係部局の参画を求める。

3 その他

医療機器等TFの庶務は、関係部局の協力を得て医政局経済課において行う。

再生医療推進タスクフォースの設置について

平成 25 年 2 月 22 日

1 趣旨

再生医療については、国民の期待も高く、安全面、倫理面の課題に留意しつつ、一刻も早く臨床への実用化を図ることが求められている。

また、i P S 細胞をはじめとする再生医療技術の応用研究を強力に推進し、医薬品開発技術への応用を図ることも急務である。

このため、関係部局連携の下、再生医療について安全性を担保するための仕組みの検討を進めるとともに、創薬や臨床への実用化に向けた施策について、再生医療の産業競争力強化の観点も含めて検討するため、健康・医療戦略厚生労働省推進本部のもとに「再生医療推進タスクフォース」（以下「再生医療TF」という。）を設置する。

2 再生医療TFの検討体制

大臣官房厚生科学課長

医政局総務課長

医政局経済課長

○医政局研究開発振興課長

健康局疾病対策課長

医薬食品局総務課長

医薬食品局審査管理課長

医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

医薬食品局血液対策課長

保険局医療課長

（○は再生医療TFのリーダー）

※ このほか、必要に応じ、関係部局の参画を求める。

3 その他

再生医療TFの庶務は、関係部局の協力を得て医政局研究開発振興課において行う。

医療・介護サービス等国際展開タスクフォースの設置について

平成 25 年 2 月 22 日

1 趣旨

日本発の技術である iPS 細胞を利用した再生医療などの最先端の医療技術や質の高い医療・介護サービス等を、医薬品等と一体的に海外に展開していくことにより、新興国をはじめとした海外の医療・介護市場における我が国のプレゼンスを高め、国内関連産業の活性化と経済成長への貢献が期待されている。

このため、関係部局連携の下、医療・介護サービスと医薬品等をパッケージとする新たなビジネスモデルの国際展開の支援策などの検討を行うため、健康・医療戦略厚生労働省推進本部のもとに「医療・介護サービス等国際展開タスクフォース」(以下「国際展開TF」という。)を設置する。

2 連絡会議の検討体制

大臣官房国際課長

大臣官房厚生科学課長

医政局総務課長

医政局指導課長

医政局経済課長

老健局振興課長

○政策統括官付社会保障担当参事官

(○は国際展開TFのリーダー)

※ このほか、必要に応じ医薬食品局、社会・援護局及び保険局などの参画を求める。

3 その他

連絡会議の庶務は、関係部局の協力を得て政策統括官付社会保障担当参事官室において行う。